

最終報告書

～（仮称）寝屋川市みんなのまち条例の策定に向けて～

2006（平成18）年2月

（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会

最終報告にあたって

昨今、地方分権の進展などにより、それぞれの地域の特色を活かしつつ助け合いながら自分たちのまちをつくりだそうという考え方が広まっています。将来へのさまざまな影響を受け止め、地域で解決をしていくために、地域におけるまちづくりの基本的な方向や方針を考えておくことが必要です。

そのため、寝屋川市において、(仮称)寝屋川市みんなのまち条例(いわゆる「自治基本条例」です。)を市民との協働のもとで策定すべく、平成16年10月に公募市民委員15名及び学識経験者委員3名からなる(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会が発足し、同年10月から現在まで、

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1)市民検討委員会 | 23回 |
| (2)ワーキング(市民検討委員会の討議結果をさらに詳細に検討) | 16回 |
| (3)勉強会(自治会、民生委員等の個別テーマに関する勉強会) | 2回 |
| (4)フィールドワーク(寝屋川市内のまち並みの散策、考察等) | 1回 |
| (5)市民懇談会(本条例に対する市民の皆さんの意見を聞くため) | 2回 |
- を開催し、議論を重ねてきました。

平成17年10月には、平成16年10月からの経過をまとめた中間報告書を提出し、それをもとに市民の皆さんから幅広い意見をいただくため市民懇談会を開催しました。その後も市民検討委員会やワーキングを行い、この度中間報告の内容をより具体的にし、体系別に項目を整理した最終報告書を取りまとめました。その内容は、条例に盛り込むべき内容を記述した部分と、その内容についての考え方や背景、今後の目標などを整理した部分で構成されています。

最終報告書の内容が、(仮称)寝屋川市みんなのまち条例の制定に際し、十分に反映され、活かされるとともに、この最終報告書と(仮称)寝屋川市みんなのまち条例により、寝屋川市における協働のまちづくりが確立されることを願っています。

平成18年2月

(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会

目次

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 総則的な部分 (条例の位置づけ、理念、まちづくりの方向) | |
| | (1) 条例名称について | 3 |
| | (2) 定義 | 3 |
| | (3) 前文 | 5 |
| | (4) 目的 | 7 |
| | (5) 基本理念 | 8 |
| | (6) まちづくりの目標 | 9 |
| 2 | 市民相互の協働 | |
| | (1) 市民相互の協働 | 11 |
| | (2) 交流・連携 | 12 |
| | (3) 情報交換・熟議 | 13 |
| | (4) 場の設定 | 13 |
| | (5) 市民活動と行政との関係 | 14 |
| 3 | 市民と行政の協働 | |
| | (1) 市民と行政の協働 | 15 |
| | (2) 情報の共有、情報公開・情報提供 | 16 |
| | (3) 応答責任、説明責任・透明性の確保 | 17 |
| | (4) 場の設定 | 17 |
| | (5) 参画の推進 | 18 |
| | (6) 住民投票制度 | 19 |

| | | |
|----------|----------------|----|
| 4 | 市政のあり方 | |
| | (1)行政システムの自己改革 | 20 |
| | (2)市長の役割と責務 | 20 |
| | (3)市職員の役割と責務 | 21 |
| | (4)市民ニーズの把握 | 22 |
| | (5)縦割りの弊害の解消 | 22 |
| | (6)都市間、府、国との連携 | 23 |
| | (7)行政評価 | 23 |
| | (8)財政 | 24 |
| | (9)議会 | 25 |

| | | |
|----------|-------------------------|----|
| 5 | 条例の実効性の確保等 | |
| | (1)市民参画による条例の推進組織の設置 | 27 |
| | (2)条例の位置づけ、条例の体系化、施策の整備 | 27 |
| | (3)条例の見直し | 28 |

| | |
|-------|----|
| あとながき | 30 |
|-------|----|

- 参考資料 -

| | |
|-------|---|
| 委員名簿 | 1 |
| 検討の過程 | 2 |

1 総則的な部分 (条例の位置づけ、理念、まちづくりの方向)

(1) 条例名称について

「寝屋川市みんなのまち基本条例」とします。

【解説等】

市民にわかりやすく、親しみやすい条例にしていく必要があると考え、難しい言葉でなくわかりやすい、また、みんなでまちづくりをしていくという意味をこめて、「みんなのまち」を題名に残すべきと考えます。

加えて、寝屋川市のまちづくりの基本原則となる条例であるという位置づけを明確にしていくため、条例の題名を、「寝屋川市みんなのまち基本条例」と提案します。

(2) 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによります。

市 民：市内に住み、働き、学び、活動する全ての人・団体又は市内に事業所を置く事業者をいいます。

市民活動：市民一人ひとりが暮らしやすいまちの実現をめざして形成するさまざまなつながりや、その活動をいいます。

協 働：市民、行政、地域づくりにかかわるさまざまな主体が互いに尊重し合い、それぞれの役割と責任を分担し合い、対等な立場で共通の目的を達成するために協力すること、あるいは公共サービス供給などの活動を行うことをいいます。

参 画：市民がまちづくりに関して、意見を述べ、政策の立案や実施に主体的にかかわることです。

熟 議：異なる立場や考え方をお互い尊重し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることです。

【解説等】

条例の解釈にあたり、認識を共通にしておく必要のある重要な用語の意義を定めています。

市民とは、地方自治法に定める住民（市域内に住所を有する人で、外国人を含みます。）のほか、市内の学校に通学する人、市内の事業所に勤務している人、市内で市民活動や事業活動などさまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。このように広く定義しているのは、暮らしやすい地域社会をつくるためには、広く多くの人と一緒に力を合わせていくことが必要であると考えたからです。自治の基本は住民が担うのは当然ですが、駅前や道路の環境美化などは市内を通過する人にも協力をしていただくことがあり、まちづくりには多くの市民のかかわりが必要です。

地域には、住んでいる地域を単位とした自治会などの地縁型の市民活動（地域コミュニティ）や、ボランティアやNPOなどのテーマ型の市民活動（テーマコミュニティ）などがあります。また、何人かの市民が集まった趣味のグループなどもあります。このような、つながりや活動をすべて、市民活動（コミュニティ）としてとらえ、地域の課題解決を図り、親睦を深めるなど、まちづくりに重要な役割を果たしていると考えます。

市民、行政、地域づくりにかかわるさまざまな主体が、共通の目的を達成するために、対等な立場で協力することです。まちづくりやこれまで主に行政が担ってきた公共的な活動を、これからは市民も行政とともに担っていくという考えをいいます。

ここでは、政策立案・実施・評価など市政のさまざまな場面に市民が幅広く取り組むことをあわせて「参画」と定義します。

これからのまちづくりは、「熟議」をしながら進めていくべきであると考えます。市民相互の「熟議」、市民と行政との「熟議」など、さまざまな関係においてじっくり議論することが必要です。重要なのは、最終的な合意に向けて議論を積み重ねたプロセスであり、議論を重ねることで合意に至る可能性が高まっていきます。お互いが納得できるまでに議論をしていくことで、ともにまちづくりを担っていく意識が高まっていくと考えます。

(3)前文

わたしたちのまち寝屋川市は、河内平野の北にあって、市の名前が示すとおり市内の中心部を流れる「寝屋川」と、大阪の大動脈ともいべき淀川の恩恵を受け、水と緑の自然環境の中、発展してきたまちです。

また、古墳や先人が残した遺跡が数多く残されており、「鉢かづき姫」の伝説にも見られるように、文化と歴史・伝統のあるまちです。そして、先人たちが人と人とのふれあいを大切に育み、多種多様な市民文化を醸成し、温かい人情が通うまちという大切な財産も受け継がれてきたまちです。一方、大阪都市圏の近郊という利便性が高い反面、近年の急激な都市化の中で、環境破壊は進み、緑は失われました。また、まちの定住率が低下し、地域社会での人々の連帯感が希薄になってきています。

改めてわたしたちは、このまちを心から愛し、誇りとしてきた先人たちの思いを引き継ぎ、都市化が進む環境の中にあっても、このまちの豊かな風土を大切に守り育てつつ、より一層心豊かでうるおいのある環境と、安心して活動できる安全な地域社会を築き上げ、次の世代へと引き継いでいくことを誓い合う必要があります。

21世紀に入り、わたしたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきました。経済情勢の変化や自治体の財政状況の悪化、人口の減少や少子高齢化の問題、教育問題、環境問題など、さまざまな分野で課題に直面しています。一方で、行政サービスへのニーズの増大と多様化はますます進み、もはや行政まかせだけでは、地域のさまざまな課題を解決できなくなっています。また、地方分権が進み、それぞれの地域が自ら課題を解決し、地域の安全や安心を自分たちの手でつくらなければいけない時代になってきました。

寝屋川市では、地域の連帯意識が希薄化したというものの、今でも自治会などの従来の地縁型組織は地域のいろいろな役目を果たしていますし、テーマ型の市民活動もその専門性や機能を活かしてサービスの供給者としての役割を担うなど、活動が広がってきています。

わたしたち市民と行政との信頼関係をより一層深め、このような地域の力、市民の力を結集して、地域の将来のためにみんなでがんばっていくことが大切です。

そのためには、わたしたち市民自身がまちづくりの主権者であり、主体であることを自覚し、わたしたち市民自身で、また、わたしたち市民が信託した議会、行政と協働して、「市民みんなが愛着をもてるまち」寝屋川市を創造していかなければなりません。

わたしたちは、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを願い、一人ひとりが市民としての自覚と誇りを持ち、十分な対話のもと、それぞれの人権が尊重される寝屋川市をめざします。そして、市民、議会、行政などすべての人びとがそれぞれの個性と能力を発揮し、市政に参画、あるいは市政と協働することによって、「みんなのまち寝屋川」をつくり上げていくために努力することを決意し、ここに、すべての市民が共有する寝屋川市の自治の最高規範として「寝屋川市みんなのまち基本条例」を制定します。

【解説等】

前文は、この条例の顔であり、全体を表す基本となる部分という認識で検討を進めてきました。

条例制定の背景、趣旨、目的、基本理念を述べたものであり、次の点を確認しながら文章を考えていきました。

寝屋川市のシンボルとして、まちを流れる「寝屋川」「淀川」の豊かな水辺と緑の自然環境、そして、先人から引き継いだ貴重な歴史・文化、人と人とのつながりで育まれてきた地域であること、また、多種多様な人や文化が息づき、市民の文化活動や趣味の活動が活発に行われていることを寝屋川市の特徴として記述します。

条例制定の背景として、わたしたちを取り巻く社会環境の変化、寝屋川市の地域環境やその変化に伴う課題が生じているという状況から、その課題を解決していくために、どういう理念でまちづくりを進めるのかを明らかにします。

恒久平和、持続可能な社会、人権尊重のまちなど大きな観点から、わたしたちがめざす社会像を記述します。

自治の主権は市民にあり、市民が主役としてまちづくりの諸活動に参画し、

議会、行政などと協働してまちづくりを行うことを宣言し、寝屋川市の自治の最高規範として「寝屋川市みんなのまち基本条例」を制定することを謳います。

この条例は、寝屋川市が定める条例の一つではありますが、その内容は、寝屋川市の自治についての理念や原則を定めるもので、これは、寝屋川市における各種制度や体制、しくみにおいて共通して遵守すべきものです。

なお、この前文は、法令上の観点から言語や形式について細かな検討ができなかったため、条例化にあたっては改めて検証を行うことが必要ですが、この内容を十分に尊重して条例の前文とすることを望みます。

(4)目的

この条例は、自治の主役であるわたしたち市民自身の手で、市民参画・協働によるまちづくりを推進するための自治の基本理念や原則を明らかにすることにより、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちの実現を図ることを目的とします。

【解説等】

市民検討委員会では、暮らしやすい地域社会、居心地のいい地域社会の基本となるのは、身近な市民どうしのつながりや地域におけるつながりであると考えます。そのつながりを基本として、自分たちのことを自分たちで決めて、それぞれの特色を活かした役割を担っていくこと、つまり、「市民自治」が、これからのまちづくりの原則となると考えます。

寝屋川市でめざすまちづくりの姿とは、「市民自治」「市民参画によるまちづくり」「協働によるまちづくり」であり、市民と行政などがともに考え、行動して、信頼関係を深めながら、暮らしやすいまちを実現するための根本原則・基本原則として、条例を定めます。

(5)基本理念

わたしたち市民は、まちづくりの主役であり、自らの発言と行動に責任を持つことを前提として、まちづくりに参画する権利を保障されます。

寝屋川市のまちづくりに取り組むにあたっては、わたしたち市民、行政などがそれぞれの役割を果たします。

わたしたち市民と行政など、地域づくりにかかわるさまざまな主体が協働してまちづくりを進めます。

まちづくりにあたっては、対話と熟議を重ねることにより、お互いに理解・納得をすることを基本とします。

【解説等】

まちづくりは、基本的に市民の参画を基礎として進めていくものとし、行政はその権利を保障しなければなりません。市民の市政への参画は、自発的で自由な意思に基づくものであり、参画しない市民が不利益を受けないよう留意をすることが必要です。また、参画にあたっては、市民も自分勝手や無責任であってはならず、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

市民は、市民自治を確保するために、自治体としての寝屋川市を組織し、自治運営の一部を信託しています。市民は、自分たちの代表である議員や市長を選挙で選ぶだけでなく、市政に主体的に関わり、行政は、市民との協働によるまちづくりを進めなければなりません。

協働とは、市民、行政、地域づくりにかかわるさまざまな主体が互いに尊重し合い、それぞれの役割と責任を分担し合い、対等な立場で共通の目的を達成するために協力することであるといえます。協働によるまちづくりを営む上で、互いの信頼関係の構築は必要不可欠です。情報を共有し、対等な関係で異なる立場や考え方をお互いに尊重し合いながら対話を重ねることが必要です。

多様な価値観が存在する時代には、合意に向けて努力を積み重ね、熟議を続けていくことが必要です。ややもすると、結論を急ぐあまり、熟議が尽くされない

ことが起こりがちですが、お互いが理解・納得をするには時間をかけて話をしなければなりません。とはいえ、理解・納得に対する認識も、立場によって異なってきますし、どれだけ議論をしても、最終的に同じ意見にまとまらない場合もあるかもしれません。しかし、地域の課題について熟議を重ねることは大きな意味があると考え、市民検討委員会では、これが協働のまちづくりの基本であると考えます。

(6)まちづくりの目標

市民生活の質を高め、わたしたち市民がより良く生きるため、市民と市民、市民と行政などが協働して次のようなまちづくりを進めます。

人のつながり、地域のつながりの強いまちを実現します。

平和で人権を尊重するまちを実現します。

環境にやさしいまちを実現します。

安全で安心して住めるまちを実現します。

人にやさしい、誰もが住みやすいまちを実現します。

人を豊かに育てる、こどもがのびのび育つまちを実現します。

産業を振興し、活力あるまちを実現します。

【解説等】

まちづくりの目標として、めざすべき姿を記述しています。

寝屋川市にはすでに、昭和48年に制定された「市民憲章」や六つの都市宣言によりめざすべき都市像が示され、また、総合計画によって概ね10年ごとにまちづくりの目標も示されてきましたが、ここでは、これからのまちづくりのための基本となる目標を確認します。

この条例は、議会の議決を受けて制定されることから、市民憲章や都市宣言のように行政が一方向的に市民に行為を求めるものではなく、一緒に実現すべきものです。また、総合計画が各政策テーマ分野ごとの計画を示すものであるのに対し、この条例はまちづくりのための基本理念とそれを実現するための制度等について規定するという違いがあります。政策テーマは、時代とともに変化し、弾力的な対応が必要になりますが、基本理念は長期的な視点で、普遍的な規定が必要

です。

今後の市政運営では、この基本理念を根本として、実際の政策が具体化されることとなります。

2 市民相互の協働

(1)市民相互の協働

わたしたち市民は、相互に尊重し合い、信頼・協働関係を築いてまちづくりを進めます。

わたしたち市民は、まちづくりの重要な担い手である市民活動の役割を認識し、それを守り、育てていくように努めます。

【解説等】

市民検討委員会では、市民相互の信頼・協働関係がまちづくりの基本であると考えます。

市民は、社会を構成する一員であることを自覚し、他者の存在を考慮し、尊重し合うことにより、協力して市民自治を担うことが必要です。

また、「市民一人ひとりが暮らしやすいまちの実現をめざして形成するさまざまなつながりや、その活動」である市民活動（コミュニティ）が、まちづくりに重要な役割を果たしていることを認識し、尊重するとともに、守り、育てていくように努めます。

市民活動（コミュニティ）には、住んでいる地域を単位とした自治会などの地縁型の市民活動（地域コミュニティ）や、ボランティアやNPOなどのテーマ型の市民活動（テーマコミュニティ）などがあります。それらは、地域の課題解決を図り、地域の親睦を深めるなどして、地域社会で重要な役割を担っています。

また、子育てというテーマは連携しやすいこと、同じ学校に通う子どもたちを軸としたつながりはつくりやすいのではないかとということ、小学校区自主防災協議会や校区福祉委員会の存在や、市の小中一貫教育の取り組みが行われていることなどから、今後は、既存の地域コミュニティやテーマコミュニティだけでなく、小学校区を単位とした新たな（地域）コミュニティについても検討していくことが必要であると考えます。

地域のつながりを守り育て、持続的な地域社会をつくっていくためには、地域のつながりの中でまちづくりの担い手となる人材を育成することとあわせて、子どもたちを地域で見守り育て、ふれあいやつながり、信頼し合う心を育むことが

大切です。

(2)交流・連携

わたしたち市民は、地域の活動、交流の場に積極的に参加し、その役割や特性を活かして地域づくりを担います。また、互いの持つ情報や地域資源を相互提供するなど、連携を図っていきます。

このような活動や交流は、自主的・主体的に組織され、自由に参加できるものです。

【解説等】

市民は、地域の活動、交流の場に積極的に参加し、それぞれの役割を果たすとともに各自の持ち味や特性を活かして地域づくりを担うことが必要です。地域にはさまざまな専門性や能力を持っている人材が存在しており、その地域資源をまちづくりに発揮していくことができれば、地域の活力向上につながります。

また、自治会などの地縁型の市民活動（地域コミュニティ）や、ボランティアやNPOなどのテーマ型の市民活動（テーマコミュニティ）は、組織として対照的な面を持っていますが、連携することで、互いに補い合い、それぞれの活動を発展させることが可能になるのではないかと考えます。このような交流や連携を促進することで新しい関係ができ、地域社会での連帯感、地域社会への信頼感が醸成されます。

しかし、こうした活動や交流は自主的・主体的に組織されるものです。参加は、自由であって、強制されるものではありません。

また、市民活動（コミュニティ）は、それぞれの目的に従い、公平で開かれた組織で運営を行い、誰もが自由に参加できることが必要です。

(3)情報交換・熟議

わたしたち市民は、互いに情報交換の場を持ち、常に交流、対話の中で相互の多様性を理解し合いながら地域のつながりをつくり、熟議するよう努めます。

【解説等】

市民一人ひとり、市民と市民活動（コミュニティ）、地縁型の市民活動（地域コミュニティ）とテーマ型の市民活動（テーマコミュニティ）などが、それぞれの特性や機能を互いに尊重し、協働してまちづくりにあたるためには、互いに情報交換を行い、常に交流、対話を心がけ、熟議を尽くすことが重要です。

こういった情報交換や熟議の機会を通じて、それぞれの特徴を活かし、地域の課題解決のために互いに連携・協力し、積極的に取り組んでいくことができれば、全体で地域をよくすることが可能となります。

(4)場の設定

わたしたち市民は、市民相互の協働によるまちづくりを進めていくために、それぞれの立場や役割を認め合い、気軽に情報交換できる「交流の場」や、熟議できる「対話の場」を持つように努めます。

【解説等】

協働によるまちづくりを推進し、地域の問題を多少でも自分たちで解決していくためには、それぞれの立場や役割を認め合い、信頼・協働関係をつくるきっかけとなる「場」の設置が必要です。

ここでいう「場」とは、特定の場所をさすものではなく、交流、対話できる機会を意味します。制度としての話し合いの「場」といったものだけではなく、井戸端会議のように人々の間や地域の中で自然発生的に生まれてきた交流や対話もあります。役職や肩書きに関係なく自由に意見を述べ、交流できるこのような「場」をどんどん活用し、交流、対話を重ねることで、お互いに納得し合い、公共性の高い意見が生まれます。

中でも、市民どうしや各団体が気軽な情報交換をしたり、地域の課題について調整を行うことができる「交流の場」や、じっくり議論できる「対話の場」、両方

の場が必要であると考えます。

(5)市民活動と行政との関係

行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければなりません。

【解説等】

行政は、市民活動（コミュニティ）の重要性を認識し、市民活動（コミュニティ）の自主性・自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めます。また、その支援内容等に関する情報については、平等に周知徹底を図り、情報共有化を進める必要があります。

また、市内外の先進的な事例や、モデルケースなど、今後の活動の参考になるような情報についても積極的に提供・共有するよう努めます。

3 市民と行政の協働

(1)市民と行政の協働

わたしたち市民と行政は、暮らしやすい地域社会の実現のために、相互理解と信頼関係に基づき、地域社会の課題の解決に協働して取り組みます。

わたしたち市民は、寝屋川市のまちづくりの主体であることを自覚し、相互連携のもと、積極的に寝屋川市のまちづくりに取り組むよう努めます。

行政は、市民との協働により、寝屋川市のまちづくりを行うため、情報提供を積極的に行い、市民の主体的なまちづくりに対し対等なパートナーとしてサポートするなど、最善の環境づくりを常に行い、市民との信頼・協働関係を構築しなければなりません。

【解説等】

これまで主に行政が担ってきた公共的な活動を、これからは市民も行政とともに担っていくという考え方が、今後の寝屋川市のまちづくりの基本です。

わたしたちは、近年の多様なニーズに対し、特に市民活動（コミュニティ）はきめ細かな対応ができるなどの点から、これまで「公共」の役割とされてきたものについても市民と行政が協力して担い、身近な地域社会はもちろんのこと、寝屋川市全体をより豊かにしていくことを確認します。

市民が行政と協働するか否かは、市民の主体的な判断に委ねられます。協働を行う場合には、それぞれが自分の担える範囲で役割を果たしていきます。

公共的な活動を市民と行政が担っていくためには、市民の市政への参画と協働が積極的に実行されることが必要です。そこで、行政は協働を推進するために、施策への協働の視点の導入や、情報共有を積極的に推進し、市民活動（コミュニティ）に財政的支援を行うなど、協働を行う環境を整備することが必要です。

具体的には、現在、寝屋川市で定めている「市民活動支援指針」をベースとしながら、環境整備について、条例化も含め検討していくことが必要です。

(2)情報の共有、情報公開・情報提供

わたしたち市民と行政は、協働のまちづくりを進めるため、その保有する情報を常に共有しなければなりません。

行政は、情報共有を進めるために、透明性及び説明責任を確保するしくみを構築しなければなりません。

行政は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な行政の実現を図るため、情報を公開しなければなりません。

行政は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供できるよう努めなければなりません。

【解説等】

市民の市政への参画と協働を推進し、市民自治を実現していくためには、市民と行政、さまざまな主体が情報を共有することが不可欠です。情報には、行政が持っている情報だけでなく、市民等が持っている情報もあります。地域課題の解決に向けて、それぞれが持っている情報を互いに共有し、同じ情報を持って判断し、役割を担っていくことが求められます。

行政が持つ情報は市民の情報であることを認識し、行政は市民との情報共有の前提として、情報公開と情報提供を推進しなければなりません。

市民の行政に関する情報を知る権利を保障し、公正で透明な行政運営のため、行政は情報を公開しなければなりません。寝屋川市では、情報公開条例が、平成10年(1998年)1月から施行されており、今後ともその適正な運用を図る必要があります。

情報提供とは、市民からの公開請求がなくても、行政が積極的に情報を提供していくことをいいます。行政は、市民にとってわかりやすい形で提供すること、市民が情報を必要とするときに迅速にタイミングよく提供することが必要です。また、そのような情報は、平等に提供することが必要であり、そのための手段の工夫が必要です。

(3) 応答責任、説明責任・透明性の確保

行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

行政は、政策等の立案、実施、評価の過程において、その経過、内容、効果等をわかりやすく市民に説明し、公正で透明な行政の実現を図らなければなりません。

【解説等】

行政は、市民の行政に関する意見、要望、提案等に対して、本当に市民にわかりやすい答えになっているのかを考え、誠実に対応していくことが求められます。

また、行政運営のさまざまな過程において、なぜこの政策を実施したのか、この政策はどういった効果があるのか、できない場合はなぜできないのかなどを、市民にわかりやすく、納得できるように説明し、公正で透明な行政を実現しなければなりません。

(4) 場の設定

わたしたち市民と行政は、協働によるまちづくりを進め、市民と行政との信頼・協働関係を構築していくために、それぞれの立場や役割を認め合い、気軽に情報交換できる「交流の場」や、熟議できる「対話の場」を設置するよう努めます。

【解説等】

協働によるまちづくりを推進していくためには、それぞれの立場や役割を認め合い、信頼・協働関係をつくるきっかけとなる「場」の設置が必要です。

市民と行政が日常的にコミュニケーションを図り、気軽に情報交換などができる「交流の場」、またまちづくりの課題についてじっくり議論できる「対話の場」、両方の場が必要であると考えます。

すでに行われている公聴会や、市職員が出向いて施策や事業の説明を行う出前講座などの既存の「場」の活用のみならず、必要に応じて新しい機会を設置することが必要です。また、市民懇談会のように公式に設定された「場」だけでなく、

日常的に市民の中に出かけていって話を聴いたりすることでも交流、対話が広がります。

(5) 参画の推進

行政は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が公平に保障されるよう、多様な市民参画制度の整備を図らなければなりません。

市民参画にあたっては、行政運営のさまざまな段階で市民参画の機会が保障されるよう、事業の各段階や内容に応じて適切な制度が必要です。

市民参画にあたっては、積極的な行政情報の提供と説明に努めるとともに、市民の意見や提案についての検討を真摯に行い、市民の意見を的確に把握し、十分に反映させるよう努めることが必要です。意見・提案に対する行政の考え方を公表するなどして、応答義務を果たすことが必要です。

【解説等】

行政は、市民の行政運営への参画を基本に各施策・事業を進めていくためには、市民の参画の機会を保障し、幅広い市民層の参画を促すよう、具体的な制度の整備が必要です。参画の手法は多種多様であり、個々の施策・事業及びその段階に応じ適切な手法を活用する必要があります。

政策決定等への参画手法としては、審議会等への参画や、行政に関する重要な政策や計画を決めるときに、広く市民の意見を聴き、それらを政策などに活かしていくパブリック・コメントの手法があります。

また、政策の企画立案等への参画手法としては、地域の課題や問題点の整理や、解決のための計画づくりに向けて、市民と行政、市民どうしで自由に議論を行い、方向性を見出すことを目的とした集まりであるワークショップという手法もあります。

行政は、そのほか、市民の行政運営への参画を促進する環境づくりの手法を常に考えなければならず、直接、住民の意思を確認し、その結果を行政運営に反映させるための住民投票制度や、計画段階から市民の意見を幅広く聴く手続きであ

るパブリック・インボルブメント、住民の側から事業を提案する住民提案制度などについても、間接民主主義を補完する大事な制度として検討を行う必要があると考えます。

例えば、住民提案制度については、地域におけるさまざまな課題を解消するための施策や事業について住民から提案できる制度を創設し、住民からの意向を反映したまちづくりを推進するための手続きを整備する必要があります。

具体的には、提案受付の窓口を設置し、住民からの提案については、検討した経過や結果を公表するとともに、採択されたアイデアについては、実現のための方策や役割分担、予算措置に努めるといったことが考えられます。

(6)住民投票制度

寝屋川市は、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることが必要です。

【解説等】

住民投票制度は、直接、住民の意見を問う制度であり、間接民主主義を補完するものです。住民投票制度には、住民投票を実施するルールを総括的に定めた住民投票条例をあらかじめ制定しておき、その条例に則って市政の重要課題が発生したときに住民投票を実施する常設型と、市政の重要課題が発生したときに、その都度、議会の議決を経て、住民投票条例を制定して住民投票を実施する個別型があります。

住民の意思を確認するための大切な手法として住民投票を規定していくとともに、今後、寝屋川市にふさわしい、かつ実効性があり市民の意思を活かせる住民投票制度について検討を行うことが必要であると考えます。

また、住民投票は確かに直接住民の意見を問う制度として有意義ですが、住民投票に至るまでに、市民への事前の情報提供や勉強会の開催、理解を深めるための議論を必ず行うべきであり、そのためにも、対話の場や交流の場の設置、市民参画の充実が必要なのではないかという指摘がありました。

4 市政のあり方

(1)行政システムの自己改革

行政は、施策の効果的な遂行に資するため、組織の運営、財政の運営、人材の活用などのたゆまぬ改革に努めます。

行政は、常に市民との協働を推進し、前例にとらわれることなく市民ニーズ、市民意見を反映した行政運営に努めます。

【解説等】

行政運営のさまざまな場面で、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくことが求められます。総合的に行政サービスを提供したり、必要に応じて行政内部の分権化を進めるなど柔軟性を持った組織の運営や、優先順位をつけたメリハリのある財政運営、人材の活用と適材適所の配置など、さまざまな面で改革を進めていくことが必要です。

また、行政は市民との情報共有を進め、広く市民の声を聴いたり、市民の行政運営への参画を積極的に推進していくなど、前例にとらわれることなく市民との協働を推進できる体制を整えなければならないと考えます。

(2)市長の役割と責務

市長は、時代が要請する課題や市民のニーズの変化に対応し、行政施策の見直しや行政組織の改革を常に心がけ、市民の期待に誠実に応えるよう努めます。また、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

【解説等】

市長は、住民の直接選挙によって選ばれた市の代表としての地位にあります。その責任は重く、市民の信託に応えるために、市長としての重要な多くの権限を行使しますが、その行使にあたっては公正、誠実に行わなければなりません。また、職務の効果的な遂行に努めなければなりません。

市民との協働に対応できる行政運営をめざすとともに、市長は、職員がそれぞれの責任と判断でその職務を執行し、地域の実情に応じた政策を実現できるよう、

職員を指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

(3)市職員の役割と責務

市職員は、市民が主役という意識を持ちながら、前例にとらわれることなく創造的な仕事を行うよう努めなければなりません。

市職員は、自己啓発に努め、課題の対応に必要な技能の向上や、市民に明確に説明するために必要な専門知識の取得などに意欲的に取り組まなければなりません。

幹部職員は、特に行政運営の各部門での責任者としてその責務を果たし、セクショナリズムにとらわれず施策の整合性や統合性を図るよう努めます。また、職員が意欲的に仕事に取り組めるよう、現場職員の自発性や創意を正しく汲み上げ、活かせる組織運営を行うなど環境整備に努めます。

【解説等】

市職員はその職務を通じて行政サービスの提供に努めるとともに、市民とともに自治を担う者として協働を推進する姿勢を持つことが求められます。また、地方分権時代にふさわしい、地域の特性を活かした政策、地域の実情に応じた政策を実現する必要があり、そのためには前例にとらわれることなく、市民のニーズに応えるよう創意工夫して、公正、誠実かつ効果的に職務を遂行するよう努めなければなりません。

市職員は、常に自己研鑽に励んで自分の担当する職務を遂行することはもちろんのこと、能力向上に向けた訓練やトレーニングに取り組むことが必要です。また、市民に説明責任をきっちり果たしていくための専門知識や、特にわかりやすく説明するためのスキルの取得に努めなければなりません。市民と交流・対話できるよう、対人能力についても身につけることが必要です。

また、幹部職員については、各部門の責任者としての責務を果たし、縦割りでない行政運営ができるよう調整を行わなければなりません。また、職員提案制度の充実を図るとともに、日常的にも対話の場を設定して組織内の議論を活性化さ

せたり、必要に応じて現場へ裁量権を委ねるなど、現場職員の自発性や創意を正しく汲み上げ、活かせる組織運営を行うことが必要であると考えます。

(4)市民ニーズの把握

行政は、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応するとともに、市民本位の行政運営を図ります。

【解説等】

行政は、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、行政運営を行わなければなりません。市民からの陳情や要望、また苦情などから、今、何が必要なのかを常に把握する必要があります。

これまで寝屋川市では、陳情・要望の応答、広聴ボックスの設置、市政懇談会「市民と市長の元気トーク」などを行ってきましたが、市政モニターや市民意識実態調査など、他の手法についても検討が必要です。

(5)縦割りの弊害の解消

行政は、市民にわかりやすく、公正かつ効果的な行政運営を行い、庁内横断的に総合的な行政サービスを提供する必要があります。

そのためには、簡素で、市民にわかりやすく、効率的・機能的かつ総合的な組織編成にも努めなければなりません。

【解説等】

まちづくりの主役である市民に対し、行政サービスの提供その他の事項について、公正性、公平性が保たれ、市民にわかりやすい必要があります。また、「縦割り行政」による市民の不便さを解消し、組織横断的な市民サービスの提供が求められています。

そのためには、市民にわかりやすく、機能的な組織づくりに努めなければなりません。めまぐるしく変化する社会環境の中で、迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、行政組織については常に見直しを図り、「縦割り行政」によ

る弊害を排していくことが求められています。

(6)都市間、府、国との連携

寝屋川市は、積極的に他の自治体との連携を図り、共通する課題の解決に努めなければなりません。

寝屋川市は、国及び府と対等・協力関係を基本に役割分担を行い、市全体の利益のために、連携・調整を行わなければなりません。

【解説等】

現在、行政需要の多様化及び政策課題の広域化に伴い、都市間連携の重要性が増しています。現在、寝屋川市では、いくつかの分野で一部事務組合を設置し、連携して事務処理を行っています。また、大阪府の北河内地域において、北河内地域広域行政推進協議会を組織し、北河内地域内でのさまざまな連携について検討を行っています。さらに、全国の特例市間で情報交換、連携協力を行っています。

地方分権の進展により、市町村は法的には国や都道府県と対等な関係になりました。以前は、国の見解や解釈に頼っていたことも、これからは自主的に判断を迫られることになり、また国や他の自治体との意見の相違が起こった場合にも、対等・協力関係を基本として、市民の利益が損なわれないように、対処することが求められます。

(7)行政評価

寝屋川市は、効率的かつ効果的な市政運営を推進し、総合計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、施策、事業等について、評価を実施します。

寝屋川市は、評価結果を公表するとともに、市民が参加できる評価制度の運営を検討する必要があります。

【解説等】

現在、寝屋川市では事務事業評価、施策評価を行い、仕事の改善、総合計画の実行と進捗管理及び行財政運営に活用しています。

その仕事の目的は何か、それを行うことによってどのような効果があるのか、それにかかるコストなどを把握し、改善に向けてチェックをしています。市の事業、施策等を改善・改革するために適正な評価を行うことは、限られた行政資源を有効に活用するために必要なことです。

また、行政内部の評価だけでなく、市民が評価に参画できる評価制度について検討する必要があると考えます。

(8)財政

寝屋川市の財政は、これが市民の税金その他の貴重な財源によって支えられていることを踏まえ、公平で効率的に、かつ健全に運営されなければなりません。

寝屋川市は、予算の編成及び執行に当たっては、主要な施策への優先的な配分などを行い、効果的かつ効率的に財源を活用しなければなりません。

寝屋川市は、予算の編成、執行、決算などの財政運営に関する情報を、市民にわかりやすい形で公表するよう努めなければなりません。

【解説等】

財政運営の基本原則として、貴重な市民の税金等を財源としていることを認識することが必要です。予算は単年度で編成されていますが、総合計画との整合や、社会経済情勢の変化への対応なども踏まえ、中長期的な展望に立ち、健全な財政運営が行われるべきであると考えます。

限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、何に優先的に配分していくべきかを検討しなければなりません。また、健全な財政運営や、協働のまちづくりを実現できる新しい予算編成手法に向けての検討や、現在の手法の見直しが必要です。寝屋川市では、現在、公募補助金の制度を導入するなど、市民の創意工

夫を予算に活かす取り組みが始まっていますが、市民による予算提案制度の導入などの検討も、将来的には必要ではないかと考えます。

財政状況についての情報は、すでに公表されていますが、市民にとってはなかなか理解しにくい面もあります。寝屋川市では、広報紙等による財政状況の公表や、バランスシートや行政コスト計算書の作成、公表を行っていますが、市民との情報共有の観点から、更なるわかりやすい情報の公表が必要です。

(9) 議会

議会は、寝屋川市の重要な意思決定や行政運営の監視を行うとともに、議会としての意見を国等へ表明します。

議会は、市民との情報共有を図り、市民ニーズを把握するよう努めます。そして、市民の意思が反映されるように十分な議論を行うとともに、市民からの提案等に対して応答するよう努めます。

議会は、議会活動に関する情報を市民に説明する等、市民にわかりやすく、開かれた議会運営に努めます。

議会は、議会の改革に努めて機能を強化するとともに、地域の課題や市民意見を把握し、よりよい議会をめざします。

【解説等】

議会は、市民の代表として、議決権、調査権、検査権などの権限を十分に活用し、「意思決定する議会」、「監視する議会」、「意見表明する議会」として、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、国等に対する意見表明などを行います。

議会は、その権限を行使するために、多様な市民意見や市の置かれている状況等をもとに十分な議論を行い、適切に市民の意見を反映させ、市の将来を見据えた的確な結論を出します。協働のまちづくりに向けた、「協働する議会」が必要です。

議会運営は、市民にわかりやすく開かれたものでなければなりません。その活動がわかりにくいという意見もあります。議会活動に関する情報についても、市民に十分には提供されていない部分もあることから、それらの情報について市民との共有を進める必要があります。現在でも、本会議や常任委員会は傍聴することが可能であり、議事録も公開されていますが、より開かれた、わかりやすい議会運営、「開かれた議会」をめざす必要があります。

議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくために、さまざまな面で改革を進めていくことが必要ではないかと考えます。

5 条例の実効性の確保等

(1) 市民参画による条例の推進組織の設置

寝屋川市において、条例に基づく協働のまちづくり、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、行政内部における推進組織、また、市民が参画する審議会等を設けて、基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議を進めていかなければなりません。

【解説等】

この条例の実効性を確保していくために、市民、議会、行政がこの条例を見守り育てていくことが必要です。行政内部での推進組織、市民も参加した見守り組織などが組織され、条例の趣旨・目的のPRを行うとともに、調査・審議を通して条例が遵守されていることを確認し、社会経済情勢に応じて見直していかなければなりません。

ここで想定している推進組織や審議会等が形骸化してしまえば、効果的な見直しができないので、どのように組織され、どのような活動していくかという原則を確認することが必要です。

(2) 条例の位置づけ、条例の体系化、施策の整備

この条例は、寝屋川市の最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図る必要があります。

寝屋川市は、この条例の定める内容に則して、他の条例、規則等の体系化を図ります。

寝屋川市は、この条例の定める内容に則して、市政運営及び各種施策の実現に向けた基本的な制度を整備し、その推進を図らなければなりません。

【解説等】

この条例は、寝屋川市が定める条例の一つではありますが、その内容は、寝屋川市の自治についての理念や原則を定めるもので、これは、寝屋川市における各

種制度や体制、しくみにおいて共通して遵守すべきものです。また、その策定過程において、市民検討委員会を中心に検討を行い、市民懇談会など各段階で広く多くの市民の意見を反映したのち、行政内部における検討、議会での審議など、まちづくりにかかわる多くの主体の参画を経て制定されるものです。条例の内容と、制定過程から、寝屋川市の自治の基本として、最高規範性を持つものであると考えます。

これからのまちづくりを推進していくためには、この条例の趣旨に則って、協働と市政への参画が積極的に実行されなくてはなりません。そのために、寝屋川市の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の趣旨・目的との整合が図られることが必要です。

また、協働を推進するための各種施策、制度を整備し、推進していかなければなりません。新たな条例制定の検討や、協働のためのしくみづくり、市政運営の各施策に協働の視点を盛り込む市の努力規定を置くといったことも考えられます。また、すでに地域で活動している市民活動が支援され、また、新しい市民活動の創出を推進するような施策や、税金の用途を市民が提案または指定できるような制度等について検討していくことが必要です。

このような施策や制度整備を確実に推進するため、市長が条例遵守の宣言を行ったり、毎年度の市政運営方針などでの重要事項として位置づけるといった取り組みについても、検討が必要であると考えます。

(3) 条例の見直し

寝屋川市は、この条例について、社会経済の情勢の変化により、改正の必要が生じた場合は、すみやかに改正しなければなりません。

寝屋川市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、改正等必要な手続きを行わなくてはなりません。

【解説等】

この条例を時代の変化に応じてよりよいものにしていくために、改正の必要が

生じた場合はすみやかに改正します。改正にあたっては、市民参画手法を含む改正手続きを検討する必要があります。

また、4年を超えない期間ごとに条例の検証をすることを定めています。検証にあたっては、市民の参加による審議会等、また行政内部における推進組織の意見を聴いて、見直しの必要があれば改正などの必要な措置を講じるものとし、見直しの必要がない場合でも、その理由については説明をしていくべきであると考えます。

あしがき

「寝屋川市みんなのまち基本条例」の検討を始めてから、実質1年半が過ぎました。そしてこのたびようやく報告を取りまとめることができました。あれこれ不十分な点もあるかもしれませんが、この間、フォーラムにご参加いただいた方々、そしてご意見をお寄せくださった市民の方々、そして事務局の職員の方々のご助力により、何とか私たちに結論を出すことができましたと考えています。改めて、お礼を申し上げます。

この委員会を通じて、みんなで一番大切にしたいと思ってきたのは、委員自身が考え行動し、自ら提案するということでした。報告書を出すことやその報告内容自体に意味があることはもちろんですが、それと共に、報告書ができるプロセスを大切にしたいということでした。各委員が、それぞれに学び、おそらく成長しながら、会議をつくりあげてきました。かく言う私自身も多くを学ばせていただきました。

この間、本当に、委員会の議論の仕方が変わってきました。いいっぱなしではなく、知識と経験に裏打ちをされた討議が真剣にされるようになりました。そこでは、お互いに他の人の発言を真剣に理解しようとし、そしてそれを踏まえて自分自身の意見を組み立て始めていました。私たちが、「みんなのまちづくり」にあって特に重要だと考えていた「熟議」が、まだ不十分で少しだけかもしれないのですが、実現できたのではないかと思います。

こうした「熟議」の結果、報告書は大変ユニークでした。条例の前文に当たるところの文章の長さは日本一ではないかと思いますし、市民相互の協働から始まる自治基本条例やまちづくり条例の提案も珍しいと思います。もちろん行政との協働や市民参加の保障などは、しっかりと書き込みましたので、大事なポイントは、はずしていないと思います。

もちろん今になって思えば、議論できていない点、不十分な点がたくさんあります。特に、住民投票については、最終報告の取りまとめ段階になってようやく本格的に議論が始まりましたが、今回の報告に議論の結果を反映させるところまでは詰め切れませんでした。また条文それ自体の提案まではできませんでした。そのほか、市民参加の具体的な方法や地域住民組織のあり方など、もっともっと

議論が必要だったかもしれません。

とはいえ、ここまで議論をして最終報告に結実したことについて、少なくともこれにかかわったメンバーには、一定の満足感や達成感があるように感じています。そして、「寝屋川市みんなのまち基本条例」提案には、自分たちがつくった自分たちの条例だという強い思いを将来育んでいく源になるように思います。私は、そうした市民がわずかとはいえ増えただけでも、この作業をしてきた意味があるように思います。

これからは、より多くの市民の皆様、私たちの提案への理解と共感をいただければ、そしてこの提案に沿った条例が市長と議会のご決断で制定できればと願っています。そして、近い将来、この条例に基づく「みんなのまちづくり」が、寝屋川市のそこそこで見られるようになることを願ってやみません。

（仮称）寝屋川市「みんなのまち条例」検討委員会 座長 新川達郎

參 考 資 料

委員名簿

公募による市民

(敬称略、50音順)

| 氏名(ふりがな) | 備考 |
|--------------------|----|
| 生川 初恵(いくかわ はつえ) | |
| 入江 清晴(いりえ きよはる) | |
| 大谷 進(おおたにすすむ) | |
| 大西 趣卓(おおにしむねたか) | |
| 神田 正実(かんだまさみ) | |
| 小里 芳顕(こさとよしあき) | |
| 佐藤 悦子(さとうえつこ) | |
| 清水 一義(しみずかずよし) | |
| 高瀬 曜(たかせひかり) | |
| 高橋 靖(たかはしやすし) | |
| 田伏 晃(たぶしあきら) | |
| 永峰 幸三郎(ながみねこうざぶろう) | |
| 東口 啓一(ひがしぐちけいいち) | |
| 藤本 たか子(ふじもとたかこ) | |
| 吉岡 文子(よしおかふみこ) | |

学識経験者

| 氏名 | 備考 |
|-----------------|-----------------------|
| 新川 達郎(にいかわたつろう) | 同志社大学大学院総合政策科学研究科長・教授 |
| 大久保 規子(おおくぼのりこ) | 大阪大学大学院法学研究科教授 |
| 久 隆浩(ひさたかひろ) | 近畿大学理工学部教授 |

検討の経過

(1)市民検討委員会

| | 開催日 | 議題 |
|------|-------------|---------------------------------------|
| 第1回 | 平成16年10月5日 | 任命書交付 市長あいさつ 今後のスケジュール、進め方等について |
| 第2回 | 平成16年10月27日 | 他市の自治基本条例の勉強 検討項目の提案・整理 |
| 第3回 | 平成16年11月15日 | 他市の自治基本条例の勉強 検討項目の提案・整理 |
| 第4回 | 平成16年12月6日 | 寝屋川市の取り組みの紹介 検討項目の提案・整理 |
| 第5回 | 平成17年1月18日 | ワークショップ |
| 第6回 | 平成17年2月9日 | ワークショップ |
| 第7回 | 平成17年3月2日 | ワークショップ |
| 第8回 | 平成17年3月24日 | ワークショップのまとめ |
| 第9回 | 平成17年4月26日 | ワークショップのまとめ 今後の進め方について |
| 第10回 | 平成17年5月25日 | テーマ別議論「市民と行政の協働」 |
| 第11回 | 平成17年6月9日 | テーマ別議論「市民と行政の協働」 |
| 第12回 | 平成17年7月3日 | テーマ別議論「市民相互の協働」「市政のあり方」 |
| 第13回 | 平成17年7月24日 | テーマ別議論のまとめ |
| 第14回 | 平成17年8月20日 | 中間報告(案)について |
| 第15回 | 平成17年8月31日 | 中間報告(案)について |
| 第16回 | 平成17年10月29日 | 市民懇談会での意見聴取結果について |
| 第17回 | 平成17年11月11日 | 最終報告にむけて |

| | | |
|------|-------------|-------------|
| 第18回 | 平成17年11月23日 | 最終報告にむけて |
| 第19回 | 平成17年12月8日 | 最終報告にむけて |
| 第20回 | 平成17年12月21日 | 最終報告(案)について |
| 第21回 | 平成18年1月31日 | 最終報告(案)について |
| 第22回 | 平成18年2月16日 | 最終報告(案)について |
| 第23回 | 平成18年2月28日 | 最終報告書の提出 |

(2)ワーキング

| | 開催日 | 議題 |
|------|-------------|-----------------------------|
| 第1回 | 平成17年6月5日 | テーマ別議論「市民と行政の協働」のまとめ |
| 第2回 | 平成17年6月16日 | テーマ別議論「市民と行政の協働」のまとめ |
| 第3回 | 平成17年7月13日 | テーマ別議論「市民相互の協働」「市政のあり方」のまとめ |
| 第4回 | 平成17年7月28日 | 中間報告(案)について |
| 第5回 | 平成17年8月3日 | 中間報告(案)について |
| 第6回 | 平成17年8月9日 | 中間報告(案)について |
| 第7回 | 平成17年8月23日 | 中間報告(案)について |
| 第8回 | 平成17年8月29日 | 中間報告(案)について |
| 第9回 | 平成17年9月15日 | 市民懇談会にむけて |
| 第10回 | 平成17年9月28日 | 市民懇談会にむけて |
| 第11回 | 平成17年11月7日 | 市民懇談会での意見聴取結果について |
| 第12回 | 平成17年11月21日 | 最終報告にむけて(総則的な部分) |
| 第13回 | 平成17年12月1日 | 最終報告にむけて(前文、市民と行政の協働) |
| 第14回 | 平成17年12月16日 | 最終報告にむけて(市民相互の協働、市政のあり方等) |
| 第15回 | 平成18年1月23日 | 最終報告にむけて(前文) |

| | | |
|------|-----------|----------|
| 第16回 | 平成18年2月8日 | 最終報告にむけて |
|------|-----------|----------|

(3)勉強会

| | 開催日 | 議題 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成17年6月5日 | 「寝屋川市市民活動支援指針」について 「寝屋川市市民参加推進指針」策定の取 り組みについて |
| 第2回 | 平成17年6月24日 | 「寝屋川市の自治組織・各種団体の取 組み」について |

(4)フィールドワーク

日時：平成17年2月20日（日） 午後0時45分集合

行程：寝屋川市役所（第二京阪道路建設予定地） 打上地区（石の宝殿、文
化財） 寝屋地区（観光農園、はちかづきロード、寝屋長者屋敷跡）
市民活動センター 香里、成田地区 木屋地区（鞆呂岐神社） 淀川河
川敷 寝屋川市駅前（大利地区、寝屋川親水空間、友呂岐緑地）

(5)市民懇談会

第1回

日時：平成17年10月14日（金） 19時～21時

場所：寝屋川市市民活動センター（市民会館4階）

出席人数：市民20人、市民委員10人、学識委員2人、事務局7人

第2回

日時：平成17年10月23日（日） 14時～16時

場所：寝屋川市立中央公民館4階 研修室（総合センター）

出席人数：市民11人、市民委員6人、学識委員2人、事務局8人

【問い合わせ先】

(仮称)寝屋川市みんなのまち条例策定プロジェクト・チーム

(寝屋川市企画財政部企画政策室内)

TEL : 072 - 824 - 1181 (2216)

FAX : 072 - 825 - 0761

Email : kikaku@city.neyagawa.osaka.jp